

板橋区一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例(平成11年板橋区条例第49号)第47条に基づく、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(以下「あわせ産廃」という。)の対象品目及びその他について、中小企業対策も考慮し制限的に取扱うため、必要な事項を定める。

(対象品目)

第2条 この要綱における、あわせ産廃の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項第1号又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条各号に掲げる産業廃棄物の合わせて19品目のうち、次の5品目とする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) ガラスくず及び陶磁器くず
- (4) 金属くず(廃油等の付着しているものを除く)
- (5) 廃プラスチック(原則としてプラスチックの製造、加工業から排出されるものを除く)

(対象事業者)

第3条 区長は、排出者が次の各号のすべてに該当する場合、収集運搬することができるものとする。

- (1) 排出者の事業規模が常時使用従業員数で20人以下のもの
- (2) 一事業者当たりの平均排出日量が50kg未満のもの

(手続)

第4条 あわせ産廃を排出する際には、第3条に規定する対象事業者が、第2条に規定する対象品目に対して、適正に事業系有料ごみ処理券を貼付しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。